

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国富町人口は、昭和25年国勢調査の24,608人をピークに減少の一途をたどり、昭和45年の19,037人を境に減少に歯止めがかかり、平成12年まで増加するものの再び減少、平成26年には2万人を下回り、平成30年6月1日現在、18,930人まで減少している。

年齢3大区分別人口（平成27年国勢調査）では、年少人口比率は11.5%、生産年齢人口比率は55.6%、老年人口比率は32.9%となっており、年少・生産年齢人口比率の減少と老年人口比率の増加による少子高齢化が進行している。

次に産業構造は、第1次産業が20.0%、第2次産業が21.9%、第3次産業が58.1%を示している。農業を主とする第1次産業、製造業を主とする第2次産業が盛んであったが、産業構造の変化に伴い就業者数の減少が進み、それに代わる形で第3次産業の就業人口比率が増加した。

町内に事業所を有する企業の多くは中小企業であり、中小企業が所有している設備は老朽化しており、生産性向上への足かせとなっている。そこで、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図る必要がある。

#### (2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

国富町の産業は、農業を中心に医療・福祉、卸売・小売業、製造業と多岐にわたり、自然環境に配慮した多様な業種が経済、雇用を支えており、広く生産性向上を図る必要がある。そのため、多様な産業、設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

国富町の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、国富町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

国富町の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、多様な産業、設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた中小企業者の取組みは、地域資源や地域産業との連携による新商品の開発、IT化導入による業務の効率化、省エネの推進等多様であるため、本計画において対象になる事業は、労働生産性が3%以上向上すると見込まれる事業全てとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした先端設備等の導入を行う中小企業者は対象としない。
- (2) 反社会勢力及び反社会勢力と密接な関係を有する中小企業者は対象としない。
- (3) 町税等の滞納がある中小企業者は対象としない。
- (4) 主に売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であるため、認定の対象としない。